

＜ 共 通 免 責 事 項 ＞

保証期間内でも、つぎの場合は免責とさせていただきます。

1. 別記保証基準の適用事項に該当しない場合。
2. 天災地変その他不可抗力、並びにお客様、入居者または第三者の故意または過失によるもの。
3. 風水害、落雷、異常電圧およびその他の天災地変による住宅設備機器などの故障及び損傷。
4. 当社からの「住まいのお手入れ」および「住宅設備機器など製造メーカー取扱説明書」に示された住まい方、取扱い方、メンテナンス方法によらない場合、または通常の住まい方と異なる使用、並びに維持管理不十分に起因する場合。
5. 当社以外の者による増改築、設備の変更、擁壁、地盤補強などの工事、並びに当社以外の者による工事で屋根にベランダ、水槽、アンテナ、ソーラー設備などの取付を行い、これらに起因するもの。
6. お客様ご自身またはご手配による工事で防水バルコニーに、水槽、冷暖房室外機、植栽、アンテナ、ソーラー、ゴミ処理機などを設置し、排水の目詰まりや漏水の原因になるような使用を行い、これらに起因するもの。
7. お客様の支給による資材及び機器類または、お客様手配による工事、並びにこれらに起因するもの。
8. 木材の乾燥による反り、ひび割れなど自然特性、経年変化に伴う現象で機能上差し支えない場合。
9. 内装部材の汚れ、褪色、磨耗など経年変化に伴う現象、および換気・除湿不備による結露発生に伴うカビ、変質、変色、錆、その他、類似の事由による場合。
10. 外装部材の瑕疵によらない自然の磨耗、汚れ、褪色、錆、カビ、藻の発生など自然特性、経年変化に伴う現象、その他、類似の事由による場合。
11. 契約時に実用化されていた技術では予防する事が不可能な現象、又はこれに起因するもの。
12. 仕上げのキズで引渡し時にご承認頂いたもの、又は引渡し検査時にお申し出がなかったもの。
13. 近隣の土木工事、建築工事などの影響によるもの及び、敷地とその周辺の地殻変動、地滑り、崖崩れなどによるもの。
14. 周辺環境、重量車両の通行による振動、塩害、公害などに起因すると思われるもの。
15. ピアノ、本棚等の重量物の不適切な設置、使用によるもの。
16. 常時居住者が入居していない物件（別荘など）。
17. 建物の使用上影響のない居住性能に関するもの。
18. 畳、ジュートンに発生するダニ類、ゴキブリその他の有害虫などで、保証事項に定めるヒラタキクイムシ以外の寄生または発生、及びこれらに起因するもの。
19. 犬、猫、ネズミ、鳥、こうもり、並びに鳥、蜂などの巣を含むその他の動物による損傷または機能不全及びこれらに起因するもの。
20. 建物の設計積雪量を超える積雪時において、屋根などの雪下ろしを行わなかったことに起因するもの。
21. 防蟻工事をベイト工法とした場合に、同工法の機能を損なう恐れのある下記の行為が行われた場合。
 - ① 餌木を入れた容器を開けたり不用に触るなどの行為。
 - ② 餌木を入れた容器を所定の位置から移動したり、大量の水や殺虫剤などを撒く行為。
 - ③ その他、ベイト工法の技術的特性から、本来の効果を阻害すると思われる行為。
22. 建物の設計積雪量が30cmを超える場合にあっては以下の各項目
 - ① 屋根などへの氷雪の滞留、氷雪の落下、雪庇、氷柱などの発生および、これらに起因するもの。
 - ② 冬季、屋根部への氷雪の滞留を起因とする、すが漏れなどの現象。
23. 上水道以外の水道（井戸水など）の使用による水質を起因とした機器、配管の不具合、変色、詰まりなど。